

食品安全委員会第 444 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 8 月 27 日（月） 14：00～15：09

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 10 品目（⑤～⑩はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|------------|------------|
| ①シアゾファミド | ②テトラコナゾール |
| ③フルキサピロキサド | ④メトキシフェノジド |
| ⑤オキシシン銅 | ⑥カスガマイシン |
| ⑦ジエトファンカルブ | ⑧トルクロホスメチル |
| ⑨フサライド | ⑩フルスルファミド |

・農薬及び動物用医薬品（ポジティブリスト制度関連）

シフルトリン

・動物用医薬品 4 品目（全てポジティブリスト制度関連）

- | | |
|-----------|----------|
| ①モキシデクチン | ②カルバドックス |
| ③サラフロキサシン | ④ネオマイシン |

・飼料添加物（ポジティブリスト制度関連）

ブチルヒドロキシアニソール

（厚生労働省からの説明）

・農薬（ポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連）

シフルトリン

・動物用医薬品 2 品目

①鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ガルエヌテクト S95-1B）

②モキシデクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤（サイデクチン ポアオン）の再審査

（農林水産省からの説明）

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「アザペロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9」に関する審議結果の報告と意見・

情報の募集について

- (4) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・ 遺伝子組換え食品等「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統」に係る食品健康影響評価について
- (5) 平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題の追加について
- (6) 食品安全関係情報（7 月 28 日～8 月 10 日収集分）について
- (7) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 24 年 6、7 月分）について
- (8) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長、農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、
新本情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官、
高山評価情報分析官、前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 「シアゾファミド」「テトラコナゾール」「フルキサピロキサド」「メトキシフェノジド」「オキシシン銅」「カスガマイシン」「ジエトファンカルブ」「トルクロホスメチル」「フサライド」「フルスルファミド」「シフルトリン」「モキシデクチン」「カルバドックス」「サラフロキサシン」「ネオマイシン」及び「ブチルヒドロキシアニソール」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1-3 「シフルトリン」の食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1-4 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

資料 1-5 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

資料 2 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<アザペロン>

資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9>

資料 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統>

- 資料 5 平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題（案）について
- 資料 6－1 食品安全関係情報（7月 28 日～8月 10 日収集分）について
- 資料 6－2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- 資料 7 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 24 年 6、7 月分）について

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第 444 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 12 点ございます。

資料 1－1 がリスク管理機関からの評価要請書で、その関連資料として資料 1－2 から資料 1－5 までがございます。

資料 2 が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 4 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 が「平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題（案）について」。

資料 6－1 及び資料 6－2 が食品安全関係情報関連の資料でございます。

資料 7 が「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 24 年 6、7 月分）について」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局において、本年 7 月 2 日の委員会資料 1 の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 8 月 21 日付で農薬 10 品目、農薬及び動物用医薬品 1 品目、動物用医薬品 4 品目、飼料添加物 1 品目、農林水産大臣から 8 月 16 日付で農薬 1 品目、8 月 21 日付で動物用医薬品 2 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず農薬 10 品目、農薬及び動物用医薬品 1 品目、動物用医薬品 4 品目、飼料添加物 1 品目について、厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは説明させていただきます。

資料 1-2 をお手元に用意していただきますようお願いいたします。

今回、この表紙にありますような 16 の成分につきまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。4 剤目までが IT 申請によって外国の基準を導入したいということ、5 剤目が国内での適用作物の拡大とポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直し、6 剤目からあと 16 剤目までの 11 品目につきましては暫定基準の見直しというものでございます。以下、順次説明させていただきます。

めくっていただきまして、1 剤目、シアゾファミドでございます。本剤、インポートトレランス申請に基づいて外国基準を適用していただきたいという要請があったものでございまして、国際機関、海外での評価状況の諸外国の欄にありますように、米国のホップの基準を日本でも認めていただきたいということで、申請があったものでございます。用途は殺菌剤で、シアノイミダゾール系の殺菌剤。国内での農薬登録もございまして、ばれいしょ、ぶどう等に使われているという品目でございます。

JMPR での評価はなし、国際基準もなしという品目ございまして、今まで食品安全委員会では 6 回、たびたび評価を頂いておりますけれども、ADI が 0.17 mg/kg 体重/日という評価結果を頂いております、これは 1 回目から変わっておりません。いずれも適用拡大ということで、国内での農薬取締法の作物追加ということで評価をお願いしてきているものでございます。4 回目までは告示改正まで終わっていますが、5 回目、6 回目はちょっとまだ最近なものですから、まだ告示改正までできていないという品目でございます。

続きまして、2 剤目、テトラコナゾールでございます。本剤もインポートトレランス申請でございまして、下のほう、国際機関のところの諸外国の欄にありますように、米国のダイズ、それから韓国その他なす科野菜というのは、これはトウガラシ、それから台湾のマンゴーの基準を導入していただきたいという要請があったものでございます。本剤につきましては、上の 1 の米印のとこ

ろに書いてありますけれども、暫定基準の見直しにつきましては、平成 20 年 7 月 8 日付で既に評価をお願いしている途中でございますが、追加でこの IT 申請のほうもさせていただくという形になったものでございます。本剤はトリアゾール系の殺菌剤で、国内ではてんさい、りんご、かぼちゃ、もも等に使用できる形になってございます。食品安全委員会では評価は初めてという形になります。

3 剤目、フルキサピロキサドでございます。これも IT 申請でございまして、諸外国の欄にありますように、米国のダイズ、小麦、核果類の基準を認めていただきたいというものでございます。本剤は割と世界的にも最近できた成分でございまして、EU が 23 年 10 月に、アメリカは 24 年 5 月、今年の 5 月に登録されて使えるようになった成分でございます。本剤はカルボキシアミド系の殺菌剤でございまして、日本ではまだ登録はないというものでございます。新規の成分ということで、食品安全委員会の評価も初めてということになるものでございます。

4 剤目、メトキシフェノジドでございます。これも IT 申請、インポートトレランス申請でございまして、米国のかんきつ類の基準を認めて頂きたいという要請があったものでございます。本剤はベンゾイルヒドラジン系殺虫剤でございまして、国内でも使えるような形、農薬登録されておまして、稲、キャベツ、ブロッコリー、りんご等に使えるというものでございます。本剤は JMPR で評価がされておまして、ADI が 0.1 mg/kg 体重/日という評価になっておまして、国際基準もあるという品目でございます。食品安全委員会でも過去 3 回評価いただいております、ADI が 0.098、JMPR とほぼ同じ数字の評価を頂いているものでございます。過去 3 回、同じ ADI という形で頂いております。過去 3 回のうち 2 回までは官報告示まで終わっていますが、3 回目は官報告示の今手続中という形になっております。

5 剤目、オキシ銅でございます。国内での適用作物の拡大、それから暫定基準の見直しというものでございます。本剤も殺菌剤でございまして、国内での登録はりんご、なし等でございますが、今回、だいこん、きゅうり、かぼちゃ、かんきつ、トマトへの適用拡大申請があったというものでございます。国際的には評価もなし、基準もなしで、使われていないという品目でございます。暫定基準の見直しですから、以下からは食品安全委員会の評価はほとんど初回という形になります。

6 剤目、カスガマイシンでございます。これも暫定基準の見直しですけれども、アミノグリコシド系の殺菌剤でございまして、日本での登録は稲、キウイフルーツ等ということでございます。

7 剤目、ジエトフェンカルブでございます。本剤は殺菌剤でございまして、日本での登録はきゅうり、なす、トマト等となっております。JMPR、国際基準はなしでございますけれども、外国では EU だけ、ぶどう、なし、ストロベリー等に基準があるという品目でございます。

8 剤目、トルクロホスメチルでございます。本剤も殺菌剤でございまして、日本での登録はばれいしょ、レタス、キャベツなどとなっております。JMPR で評価されておまして、ADI が 0.07 mg/kg 体重/日という評価になっております。国際基準もあるという品目、諸外国でも EU とオーストラリアで基準がございまして。

9 剤目、フサライドでございます。本剤は稲のいもち病の殺菌剤でございまして、国内での登録は稲という形になってございます。JMPR の評価、国際基準ともなし、諸外国でも適用がないとい

う成分でございます。

10 剤目、フルスルファミドでございます。スルホンアミド系の殺菌剤で、日本での登録はキャベツ、はくさい、ばれいしょ等となっております。JMPR の評価はなし、国際基準なし、諸外国ではニュージーランドに基準があるという品目でございます。

11 剤目、シフルトリンでございます。ピレスロイド系の殺虫剤ということで、農薬とあと動物用医薬品としての用途がございます。国内での登録は、農薬として登録がありまして、ダイズ、キャベツ、茶等に使えます。動物用医薬品としても国内で承認されておりまして、衛生害虫の駆除ということで、畜体外散布になります。「等」がありますけれども、海外ではイヤータグとかそういう形の用途もあるようなんですが、国内では畜体外散布しかございませんので、「等」は消してください。すみませんでした。

本剤、JMPR と JECFA と両方で評価されておりまして、JMPR は ADI は 0.04 mg/kg 体重/日、JECFA は ADI は 0.02 mg/kg 体重/日という評価に現在はなっております。もともと、JMPR も 1987 年に最初に評価をしておりまして、そのときは 0.02 mg/kg 体重/日という評価だったんですが、2006 年に評価を見直しまして、0.04 という形で上がった形に今はなっています。JECFA の評価は 1997 年にされています。国際基準はカリフラワー、トマト、りんご等にあつて、これらの国、地域でも基準があるという成分でございます。

12 番、モキシデクチンでございます。寄生虫駆除剤でございまして、国内の動物用医薬品としての承認は、牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除ということで、経皮投与等——これも、すみません、資料の間違いですが、「等」は取っていただきたいと思います。牛への投与方法は経皮投与しか認められておりません。イヌに、食用じゃないので関係ない話ですが、イヌには経口投与という投与方法が承認であるんですけれども、それはこことは関係ない話ですので、「等」は削ってください。すみませんでした。

JECFA の評価が ADI は 0.002 mg/kg 体重/日という評価結果が出ております。国際基準が牛、羊等に、これらの国、地域でも牛、羊等に基準が作られているという品目でございます。

13 剤目、カルバドックスでございます。合成抗菌剤で、大腸菌に作用を示すと考えられているものでございます。日本では承認されておりませんが、外国では飼料添加等の目的で使用されることがあるようでございます。JECFA が ADI 設定不可、遺伝毒性があるということで不可という評価になっており、国際基準はないんですが、米国とニュージーランドに豚で基準があるというふうに伺っています。

本剤ですが、下の評価等にありますように、平成 15 年、食品安全委員会ができたときに、豚に不検出基準を設けたいということで評価依頼をさせていただきまして、15 年の 8 月に、この囲みにあるような形で評価結果を頂きまして、豚については 16 年の 1 月に告示して、その部分は本基準になってございますが、ポジティブリスト制度が 18 年に導入された際に、豚以外すべての食品について不検出という形で基準を置かせていただきまして、その 18 年に追加した部分が暫定扱いという形になるものですから、今回評価依頼をさせていただいているものでございます。

次、14 剤目、サラフロキサシンでございます。フルオロキノロン系の合成抗菌剤でございます。

日本では動物用医薬品として承認されておりませんが、海外では、EU では承認があるようでございます。JECFA の評価は、ADI、0.0003 mg/kg 体重/日というかなり小さい数字になっております。国際基準が鶏等に置かれているというものでございます。本剤も、先ほどの剤と同じように食品安全委員会ができたときに評価依頼をさせていただきまして、鶏、七面鳥の肉、それから脂肪、肝臓、腎臓について基準を設けたいということで評価依頼をさせていただいて、評価結果を頂いておりますが、やはり 18 年の 5 月にポジティブリスト制度導入時に、鶏、七面鳥のその他の食用部位についても基準値を置かせていただきまして、その部分だけが暫定基準という形で混在している形になっていますので、その暫定基準部分について今回見直しで評価をお願いするというものでございます。

15 剤目、ネオマイシンでございます。テトラサイクリン系の抗生物質で、日本では動物用医薬品として承認されています。豚、鶏の細菌性下痢症等に使用されるものでございます。JECFA では評価されておりまして、ADI が 0.06 mg/kg 体重/日という評価結果が出て、国際基準もこれらの国、地域でも基準があるという品目でございます。

16 剤目、ブチルヒドロキシアニソールでございます。これは食品添加物としても使われる抗酸化剤でございます。飼料添加物として日本でも使われているものでございます。JECFA の評価は、ADI、0.5 mg/kg 体重/日という評価結果が出ているものでございます。ただ、国際基準もなく、外国、これらの国、地域でも基準はないという成分でございます。

最後のページが別添 2 でございまして、評価依頼が 2 回目以降の剤に関しまして、今回追加データとして出ささせていただくものでございます。シアゾファミド、テトラコナゾール、メトキシフェノジドは作物残留試験だけでございますが、カルバドックスとサラフロキサシン、いずれも食品安全委員会のほうから、平成 15 年の 7 月、8 月の古い剤でございますが、評価書をフルセットで出していなかったということで、今回追加で出ささせていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、続きまして、農薬 1 品目、動物用医薬品 2 品目につきまして、農林水産省の池田畜水産安全管理課長から説明をお願いします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の畜水産安全管理課長の池田です。よろしくお願いたします。

それでは、まず農薬から御説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料の 1 - 3 でございます。

今回、私どものほうからシフルトリンにつきましての食品健康影響評価をお願いいたします。この農薬ですが、飼料中にいわゆる暫定基準を設定をしておりますが、今般、評価に必要な資料が整いましたので、食品健康影響評価をお願いするものであります。

剤の性質につきましては、先ほど厚生労働省さんのほうから御説明がありましたので省かせていただきますが、この農薬につきましては、穀類あるいは牧草、こういったものに暫定基準を設置を

しているものでございます。よろしくお願いいたします。

それから、次に動物用医薬品でございますけれども、お手元の資料の1-4をまずごらんいただきたいと思っております。

今回、2つ食品健康影響評価をお願いするわけでございますが、そのうちの一つがここにあります鶏の伝染性気管支炎の生ワクチンでございます。鶏伝染性気管支炎は、御案内のとおり鶏の病気でございまして、主成分としてその原因のウイルスを使っております。

対象とする動物は鶏でございます。

このワクチンの使用方法でございますが、(3)にございますように、水に溶きまして、点眼、飲水あるいは噴霧といういずれかの方法で投与をするということでございます。

効能につきましては、鶏伝染性気管支炎の予防ということでございまして、新たな製造販売の承認に際しまして、健康影響評価をお願いをしたいと思っております。

それから、もう一つが資料1-5でございます。これは、再審査に当たりまして意見を聴取する動物用医薬品でございますが、剤はモキシデクチンでございます。これを有効成分とする牛の寄生虫の駆除剤でございます。

剤の内容につきましては、先ほど厚生労働省さんのほうからも御説明がありましたので省きますが、牛を対象といたしまして、(3)にございますように、経皮投与をします。

効能・効果といたしましては、ここに書いてございます内部寄生虫あるいは外部寄生虫の駆除ということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

○村田委員 ちょっと幾つか質問があるんですけども、1つは、先ほどの資料1-2のネオマイシンのところの説明で、テトラサイクリン系の抗生物質って書いてあるんですけども、これアミノグリコシドじゃないかと思うんですけども。

それから、トルクロホスメチルというのがございますね。これは私はよく知らないんですけども、構造式を見ると、これは殺菌剤ということなんですけれども、有機燐系のものとよく似ているのですが、これは殺虫剤じゃなくて殺菌剤ということでよろしいのかということですね。トルクロホスメチルという。

その2点、ちょっと教えていただきたいんです。

それから、もう1点、今のもう一つのほうでモキシデクチンというのですかね。私、動物薬は全然知らないんですけども、これは効能・効果に駆虫剤ということを書いてございますけれども、人間の寄生虫とは全然違うものだというふうに思ってよろしいのか、それを教えてください。

以上でございます。

○池田畜水産安全管理課長 それでは、モキシデクチンについてでございますが、ここに掲げてある寄生虫、これは家畜の寄生虫ということですが、広く申し上げますとこれは線虫類でございます、ちょっと直接関係ないんですけれども、モキシデクチンと同じものにイベルメクチン等がございます、そういったものはヒト用として使われてもおると聞いております。

○村田委員 ありがとうございます。

○森口基準審査課長 すみません。ネオマイシンですけれども、先生御指摘のとおりだと思います。ちょっと今確認して、後日御報告させていただくのでよろしいでしょうか。多分、構造を見るとアミノグリコシドだと思います。

それから、トルクロホスメチルですけれども、有機燐系になりますが、登録内容は殺菌剤としての適用で、いろいろ病気に対してということで、今、農薬として日本で登録されているというふう承知していますけれども。

○村田委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

これは、トルクロホスメチルという今の有機燐なんですけれども、殺菌の菌というのはどういうものなのか、お分かりになりますか。

○森口基準審査課長 根腐れ病とか黒あざ病とか苗の立ち枯れ病とか、そういった細菌感染症が適用になっていますね。

○熊谷委員長 これは真菌なんですか。細胞の運動機能と書いてあるので。これは恐らく、真菌を対象にしてもそういうことがあるんですかね。有機燐としては確かに神経機能に障害をもたらしますので。ということの意味と理解しましたけれども、多分それでよろしいんじゃないかと思っています。

ほかに御意見・御質問ありますか。

それでは、ただ今厚生労働省から御説明いただきましたもののうち、農薬のシアゾファミド及びメトキシフェノジドの2品目、それから動物用医薬品カルバドックス及びサラフロキサシンの2品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。また、今回の諮問に当たり、試験成績が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の三森委員から、これら4品目に関して、先ほどの厚生労働省からの説明、それから今回追加で提出された資料に基づいて、既存の評

価結果に影響が及ぶかどうかにつきまして、御説明をお願いできますでしょうか。

○三森委員 分かりました。

農薬のシアゾファミド及びメトキシフェノジドの2品目についてですが、追加されました試験成績は作物残留試験の結果のみであります。既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないと考えます。

動物用医薬品カルバドックス及びサラフロキサシンの2品目については、評価結果通知後、公表された資料を含め、過去に提出されていない資料が提出されているということでございますので、現時点では既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えます。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の御説明によれば、シアゾファミド及びメトキシフェノジドの2品目につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、委員会において評価対象を評価することとしてよろしいでしょうか。

また、動物用医薬品カルバドックス及びサラフロキサシンの2品目につきましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められるとのことですので、肥料・飼料等専門調査会に調査審議させることとしてよろしいでしょうか。

それでは、シアゾファミド及びメトキシフェノジドの農薬2品目につきましては、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、カルバドックス及びサラフロキサシンの動物用医薬品2品目につきましては、肥料・飼料等専門調査会において審議することとします。

そのほかの農薬8品目につきましては、農薬専門調査会において審議することとし、農薬及び動物用医薬品1品目につきましては、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととします。また、その他の動物用医薬品4品目のうち、ネオマイシンを除く3品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することとし、ネオマイシン及び飼料添加物1品目につきましては、肥料・飼料等専門調査会において審議することとします。

森口基準審査課長、池田畜水産安全管理課長、ありがとうございました。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、概要について御説明いたします。

資料2の5ページの要約の内容を中心に説明させていただきます。

アザペロンは、ブチロフェノン系の神経遮断性沈静剤でございまして、海外では抗攻撃性、抗ストレス、麻酔等の広範囲な用途で豚に使用されていますが、日本では動物用及びヒト用医薬品として使用されておりません。このアザペロンについては、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されており、今回、JECFA 及び EMEA の評価書、薬事申請時資料などをもとに評価を実施いたしました。

アザペロンは、各種遺伝毒性試験の結果から、生体にとって問題となる遺伝毒性を示さないと考えられました。発がん性試験は実施されておらず、ヒト用のブチロフェノン系抗精神病薬では、げっ歯類に下垂体及び乳腺の腫瘍を増加させることが報告されておりますが、これらの腫瘍の発生はブチロフェノン系薬物の抗ドーパミン作用による血清プロラクチン濃度の上昇という非遺伝毒性発現機序に起因すると考えられています。また、アザペロンは structural alerts を有していないということから、アザペロンは遺伝毒性発がん物質ではないと考えられまして、ADI を設定することは可能であると判断いたしました。

各種毒性試験におきましては、最も低い用量で認められた影響は、イヌを用いました24カ月間慢性毒性試験における散発的な嘔吐及び流涎、下垂体等における病理所見などでありまして、LOAELは1.25 mg/kg 体重/日でございました。毒性学的ADIは、発がん性試験が実施されていないこと及びLOAELを用いることを考慮した安全係数1,000を適用いたしまして、0.0013 mg/kg 体重/日と設定することが適当であると考えられました。

一方、薬理的なADIは、イヌにおける神経行動学的な影響に関するNOAELに安全係数100を適用いたしまして、0.0063 mg/kg 体重/日と設定することが適当であると考えられました。

毒性学的なADIは、薬理的ADIよりも低い値であることから、毒性学的ADIの0.0013 mg/kg 体重/日をADIとすることが適当と判断されました。

詳しくは事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして補足の御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。6ページ下の方に、7.として使用目的及び使用状況がございまして、このものは鎮静薬の一種でございまして、海外では動物用医薬品として豚の鎮静や麻酔等に使用されているということですが、日本では使用されておらず、また、ヒト用医薬品としては使用されていないということでございます。

おめくりいただきました7ページから、ローマ数字のII.として安全性に係る知見の概要となっております。1.の薬物動態及び代謝試験の(1)薬物動態試験(ラット)、こちらの①では、経口投与後4日間で尿中に16%、それから糞中に81%回収をされたという試験成績がございまして、そのほとんどが最初の24時間以内に採取されたものであったということでございます。

さらに資料をおめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。11ページから2.として残留試験がございまして、(1)の豚での残留試験では、主要な残留成分は代謝物であるアザペロールで、次にアザペロンということでございます。

さらに資料をめぐっていただきまして、13 ページには、(4)として残留試験(豚)④がごさいますが、こちらでは、肝臓や腎臓等では投与2日後以降、アザペロン及びアザペロールは検出されていないということをごさいます。

次の14 ページには、(6)として残留マーカ-についてという項目がごさいますが、アザペロン及びアザペロールの和が残留マーカ-として適当であると見なされる旨、記載されているところをごさいます。

3. の遺伝毒性試験、こちらにつきましては、資料をおめぐりいただいた16 ページにまとめた記載がごさいます。*in vitro* の復帰突然変異試験において陽性と陰性の結果が得られているということをごさいますが、他の *in vitro* の試験及び *in vivo* の試験では陰性ということをごさいまして、アザペロンは生体にとって問題となる遺伝毒性を示さないと考えられたということをごさいます。

資料をおめぐりいただきまして、19 ページをお願いいたします。19 ページの半ばから6. といたしまして慢性毒性及び発がん性試験がごさいます。先ほど御説明がありましたように、このものでは発がん性試験は実施されておりませんが、EMA ではこのものは哺乳動物では遺伝毒性を示さないと見なされ、また、structural alerts を有しないことから、発がん性試験は必要でないとしているところをごさいます。

こちらの(1)のラットでの18カ月間慢性毒性試験は、記載は次のページになりますが、投与期間が短いこと及び一群当たりの動物数が少ないことから、投与に関連した腫瘍発生率を十分に確認することはできなかつたとされているものをごさいます。

20 ページの(2)のイヌの試験、こちらがADIの設定根拠となつた試験でございまして、LOAELが1.25 mg/kg 体重/日と考えられているところをごさいます。

(3)で発がん性について整理されております。記載は次の21 ページになりますけれども、類似薬と言えますハロペリドール等でもげつ歯類で下垂体及び乳腺の腫瘍を増加させることが報告されておりますが、これらの腫瘍の発生は、抗ドーパミン作用による血清プロラクチン濃度の上昇という非遺伝毒性機序に起因すると考えられているところをごさいます。

21 ページの半ばから、7. として生殖発生毒性試験がごさいます。NOAELが求められなかつた試験もごさいますが、各試験のLOAELは2.5 mg/kg 体重/日以上ということをごさいました。

資料をめぐっていただきまして、24 ページの下の方から、9. といたしましてヒトにおける知見がごさいます。こちらでは、また記載は次のページになりますけれども、NOAELが30 µg/kg 体重/日と考えられた試験成績もごさいましたが、JECFA等では観察が主観的であり、試験が十分に管理されていないことから、ADIの設定にこの試験を採用しなかつたということをごさいます。

25 ページから、10. といたしまして一般薬理試験がごさいます。皮下投与のデータもごさいましたが、26 ページの半ばに記載がごさいますイヌに経口投与をした試験で、0.63 mg/kg 体重/日というNOAELが得られているところをごさいます。

食品健康影響評価は27 ページからでございまして、27 ページの下の方からの2. の食品健康影響評価についてに関しましては、薬理的ADIと毒性学的ADIが検討されまして、結論につきまして

は、ただ今、三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、明日から9月26日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることとします。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料3の4ページの要約に沿って概要について説明いたします。

イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9 について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施いたしました。

本ダイズは、改変アセトヒドロキシ酸合成酵素遺伝子を導入して作出されており、改変アセトヒドロキシ酸合成酵素を発現するという一方で、イミダゾリノン系除草剤の影響を受けずに成育できるとされています。

「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしております。

詳細につきましては、事務局のほうからお願い申し上げます。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして補足の御説明をいたします。

資料をおめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

5ページの上の方、ローマ数字のⅠ．評価対象食品の概要でございますが、このものは、シロイヌナズナの突然変異体に由来する改変アセトヒドロキシ酸合成酵素遺伝子を導入して作出されたダイズでございます。改変 AHAS タンパク質が発現することで、イミダゾリノン系除草剤の影響を受けずに成育できるとされているものでございます。

ローマ数字のⅡ．の食品健康影響評価の第1．の1．宿主及び導入 DNA に関する事項、こちらの(3)にございますように、*csr1-2* 遺伝子、それから *AtSEC61γ* 遺伝子という二つの遺伝子が導入されているということでございます。

6ページをお願いします。6ページの下の方の6．にございますように、宿主との相違点につき

ましては、改変 AHAS タンパク質が発現すること、それから *AtSEC61γ* 遺伝子が導入されているということでございます。このものの安全性評価においては、既存のダイズとの比較が可能であると判断されているところでございます。

資料をおめぐりいただきまして、9 ページの上の方に (2) がございますが、挿入遺伝子の塩基数や塩基配列等については明らかになっているということでございます。

さらに、10 ページには、5. で構築された発現ベクターに関する事項が整理されておりますが、導入されました DNA の塩基数、塩基配列等は明らかになっておりまして、(2) にございますように、目的以外のタンパク質を発現するオープンリーディングフレームは含まれていないということでございます。

資料をめぐっていただきまして 11 ページの下の方から、第 6 として組換え体に関する事項について整理がなされております。こちらの 1. の (1)、記載は 12 ページの半ばぐらいになりますけれども、このものでは挿入 DNA の近傍配列にリアレンジメントが起こっていることが確認されておりまして、このリアレンジメントによって機能未知の一つの内在性遺伝子が破壊されていることが確認されましたが、本遺伝子と同一性が認められる配列がダイズ染色体中に三つ存在しているということでございます。

リアレンジメントにより大きく欠失したと考えられます染色体上の領域において 234 個の ORF が確認され、これらについて同一性検索が行われましたが、既知の毒性物質、栄養阻害物質、アレルゲン等の代謝に関与する遺伝子産物は認められなかったということでございます。これらの ORF について、ゲノムデータベースの検索でこれらの遺伝子配列は重複していることが確認され、これらの遺伝子が破壊されたとしても同一性のある遺伝子が機能を相補している可能性が考えられているところでございます。

次の 13 ページの (2) でも ORF について検討されておりまして、8 アミノ酸以上の 448 個の ORF についてデータベース検索が行われまして、同一性を示す既知の毒性タンパク質やアレルゲンは見出されなかったということでございます。

14 ページでは、3. で遺伝子産物が一日蛋白摂取量の有意な量を占めることはないと考えられるということが記載されております。

その下の 4. では、アレルギー誘発性に関する事項について整理されておりまして、次の 15 ページの下の方に記載がございますように、改変 AHAS タンパク質及び *AtSEC61γ* タンパク質については、アレルギー誘発性を示唆するデータは確認されなかったということでございます。

16 ページの 6. の半ばにございますように、このものの種子における分岐鎖アミノ酸の含有量につきましては、非組換えダイズと比較して有意な差は認められていないことから、仮に改変 AHAS タンパク質によりアセトヒドロキシ酸合成酵素の触媒活性が高まっていたとしても、これらのフィードバック制御が働いていると推定でき、改変 AHAS タンパク質は、宿主の持つアミノ酸合成経路に大きな影響は及ぼさないと考えられているところでございます。

16 ページの下の方から、7. として宿主との差異に関する事項について、主要構成成分等について検討されております。17 ページにそれぞれの事項がございますが、各項目とも対照に用いま

した非組換えダイズとの間に統計学的有意差は認められないか、認められた場合であっても非組換えダイズの分析結果に基づく値又は文献値の範囲内ということでございます。

申しわけございませんが、18 ページの2行目に誤記がありまして、「カナダ農務省」は正しくは「カナダ食品検査庁」でございますので、そこは修正をさせていただきたく存じます。

18 ページの半ばから下に、ローマ数字のⅢ. として食品健康影響評価結果がございます。結論につきましては、山添先生から御説明いただいております。

本件につきましては、明日から9月26日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ありませんようですので、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることとします。

(4) 食品安全基本第24条に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきまして、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料4の2ページの要約に従って概要について御説明させていただきます。

低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。本ダイズは、ダイズ由来の脂肪酸不飽和化酵素遺伝子及び脂肪酸加水分解酵素遺伝子の一部の領域から成る DNA 断片を導入して作出されており、ジーンサイレンシングにより種子中のオレイン酸含量が高まるとされているものです。

食品として、安全性については既に評価が終了し、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断しております。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断いたしました。

詳細については事務局からお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして補足の御説明をいたします。

資料4の3ページをお願いいたします。

ローマ数字のⅠ. の評価対象飼料の概要にございますように、このものは、脂肪酸の生合成に関与する遺伝子断片が導入されておりまして、種子中のオレイン酸の含有量が増加し、パルミチン酸、ステアリン酸及びリノール酸の含有量が低下するとされているダイズでございます。また、選択マーカーといたしまして、グリホサート耐性となります改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されているということでございます。

ローマ数字のⅡ. の食品健康影響評価につきましては、1. にございますように、同時に評価要請のありましたこのものの食品としての安全性評価につきましては、先週の食品安全委員会におきまして審議され、関係機関に評価結果が通知されているところでございます。

2. にありますように、挿入されました遺伝子又は当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていないということでございます。

3. にございますように、非組換えダイズと比較して有意に増加したオレイン酸については、新たに産生された成分ではなく、非組換えダイズや他の食品及び飼料にも含まれていることから、これらの成分が家畜において有害物質に変換、蓄積されることはないと考えられております。

そして、その下に記載がございますように、この遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成されず——次の「これが」のところでございますが、修正をお願いします。「有害物質が」と修正をお願いします。有害物質が肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられないということでございます。また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは考えられないという評価でございます。

最終的な評価結果につきましては、4ページにございますが、ただ今、山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

最後に、ただし書きといたしまして、除草剤グリホサートで処理された飼料の管理については、リスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられるということが記載されております。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントを行っておりますので、これまでの類似案件の取り扱いと同様に、パブリックコメントは行わずに、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

ありませんか。

これ、*FAD* 遺伝子は大文字のままという記載で間違いありませんですね。

○坂本評価課長 確認いたしますが、たしかこの形であったと記憶しております。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集は行わないこととして、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということで、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

（５）平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題の追加について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題の追加について」です。

調査・研究企画調整会議座長の佐藤委員から報告をお願いします。

○佐藤委員 それでは、御報告申し上げます。

平成 24 年度の食品安全確保総合調査については、既に 4 月 26 日の委員会会合で 4 課題の実施が決定されております。今回、1 課題を追加することになりまして、8 月 23 日に開催された調査・研究企画委員会で審議して、その課題を決定いたしました。

詳細については事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○新本情報・緊急時対応課長 資料 5 に基づきまして御説明いたします。

本件は、平成 24 年度の食品安全確保総合調査の追加の対象課題として、8 月 23 日に調査選定部会で審議され、さらに調査・研究企画調整会議に報告、審議されたものでございます。

この資料の裏をごらんください。今回追加する課題名とその調査目的を記載してございます。課題名は、フタル酸エステル類の食品健康影響評価に関する知見の整理、情報収集及び分析でございます。これは、器具・容器包装に係る評価要請がなされておりますフタル酸エステル類の 5 物質について、食品健康影響評価に必要な既存の文献の整理・分析と最新の文献等の収集、整理・分析を行うものでございます。本日、この内容をお認めいただきましたならば、入札手続など、調査の実施に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、平成 24 年度食品安全確保総合調査の対象課題として、案のとおり決定することとし

ます。

(6) 食品安全関係情報（7月28日～8月10日収集分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（7月28日～8月10日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料6-1及び6-2に基づきまして御報告いたします。

資料6-1は今回の収集件数でございまして、この期間におきましては136件となっております。

資料6-2でございませうけれども、このうち主な情報として1件御報告を申し上げます。米国の疾病管理予防センター（CDC）が、豚への接触が原因と考えられるヒトへのインフルエンザ感染情報を公表してございます。これについて御報告をいたします。

まず最初に、下のほうの注の部分をちょっとごらんいただきたいと思うんですけれども、下から6行目でございませうけれども、豚の間で伝播しているインフルエンザが豚から分離された場合は豚インフルエンザと呼ばれますけれども、これがヒトからも分離されると、変異型ウイルスというふうと呼ばれるものでございませう。

本文の上から3行目、(1)、8月3日付の公表資料でございませうけれども、まず、7月12日から3週間の間に、3州においてこの変異型ウイルスであるインフルエンザA(H3N2)vウイルスの感染者が16名発生したということでございませう。このウイルスは、昨年2011年7月に初めてヒトから検出されたということで、また、多くの州では豚からも分離されているというものでございませう。2011年の7月以降、今回の16名を含めまして合計で29名、この時点でございませうけれども、このウイルスに感染しているということで、この感染しているウイルスにはすべてインフルエンザA(H1N1)pdm09、これは3年前に世界的な流行をされたものでございませうけれども、このウイルスにございませうマトリクス遺伝子というものを含むA(H3N2)vウイルスに感染したということでございませう。このM遺伝子、マトリクス遺伝子を有することで、ヒトの間での感染性が高まると考えられているということでございませう。7月12日以降の3週間で確認された16人につきましては、いずれも発病前に豚との接触があったということで、ほとんどは農産物の品評会で豚に接触していたということでございませう。

段落を変えまして、このウイルスの感染者16人の臨床的な特徴としては、季節性インフルエンザの兆候・症状と同様ということでございませう。

その次のパラグラフでございませうけれども、米国では2007年から新型インフルエンザA型ウイルスの感染症の届出が義務づけられているということでございませう、昨年2011年にはこの関係では14人が確認されているということで、大部分が豚との濃厚接触が原因ということでございませうが、数例におきましてはヒトからヒトへの限定的な感染も確認されているということで、これに

については後で関連情報でも御説明いたしますけれども、家族内等での感染だということでございます。ということで、これらの地域ではサーベイランスが強化されているという状況でございます。

この際の CDC の公表資料の中で、国民向け注意喚起といたしまして、食品関係では、適切に取り扱い、調理された豚肉等を摂取することによってインフルエンザウイルスがヒトに伝播するという証拠はないというような情報も、あわせて注意喚起してございます。

続いて、(2)の8月10日付に CDC が公表している資料によりますと、感染者はこの時点では153人ということでございます。少し後のほうになりますけれども、基礎疾患のある2人が入院しておりますけれども、死者は出ていないということでございます。いずれも豚との接触があったということでございます。

なお、記載はございませんけれども、先週末、8月24日にも CDC がこの関係の追加情報を出してございまして、それによりますと感染者は276名になっているということでございます。また、限定的なヒト・ヒト感染の例ということで、いずれも家族間の感染例が3件あったということも、あわせてこの時点で報告されてございます。

裏をごらんください。

関連情報といたしまして、上の2つは欧州の疾病予防管理センターが今回の米国での状況についての見解を示してございまして、欧州では直ちにヒトの健康上の直接的な脅威となる可能性は低いというような見解を示してございます。

それから、3つ目が、昨年11月に CDC が出した、先ほど申したヒトからヒトへの限定的なウイルスの伝播ということで、小児3人がヒトから感染してございますけれども、これは家族からということと、また、この3人は同じ児童会に参加していたというものでございます。

国内関係の関連情報といたしましては、食品安全委員会が3年前に日本でも流行いたしました新型インフルエンザ A/H1N1、これは現時点では季節性インフルエンザという取り扱いになってございますけれども、3年前にこの関係で食品安全委員会委員長の見解を出してございまして、豚肉、豚肉加工品を食べることにより新型インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の3つの理由からないと考えているということを出してございますので、これを参考につけてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(7) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成24年6、7月分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成24年6、7月分）について」です。

事務局から報告してください。

○篠原リスクコミュニケーション官 それでは、資料7につきまして御報告をいたします。

資料7の1枚目、上のほうに過去の推移の表をつけておりますが、食の安全ダイヤルに寄せられた質問等ということで、2月～5月ぐらいまで、放射性物質に関します問い合わせ等、落ちついてきたということもありまして、70件前後で推移しておりました。

6月につきましては、89件とちょっと増加をしております。増加しておるところでございますが、1枚目の(2)、内訳をつけておりますところの③のリスク管理等関係のところの真ん中あたりに衛生関係とございますが、ここに輸入食品の安全性に関する問い合わせが24件と、ここがふえておりまして、多くなっております。この問い合わせは、韓国産の二枚貝について、米国で流通の規制、輸入の規制が強化されたという情報がありまして、それについて日本ではどうなっているのかといった問い合わせがこの6月は非常に多かったということでございます。

めくっていただきまして7月でございますが、7月の問い合わせ件数は57件という数字に下がっておりまして、この水準は一昨年までの問い合わせ件数とほぼ同様の水準と言えようかと思いません。

これを受けまして、問い合わせの多い質問等、整理をさせていただいておりますが、今回は管理措置ではありますが、問い合わせが多かった韓国産の貝の食中毒に関します問い合わせということで、「日本の輸入食品の安全性をどう守っているのですか」という問いを起しております。

回答ぶりのほうでございますが、初めに、輸入食品等についても食品衛生法に基づく規格基準に適合している必要があること。それから、輸入については届出がその都度行われ、全国の検疫所で審査、検査等が行われること。また、違反の可能性が高いと見込まれるものについては、検査の強化が図られるという一般的な御説明をした上で、今回の韓国産の二枚貝の件につきまして、厚生労働省でモニタリング検査とか現物確認の強化を指示をしているということ、それから、7月25日には韓国政府に対して汚染水域からの二枚貝の輸出を見合わせるよう要請しており、また、輸入業者についても見合わせを指導しているということを整理をさせていただいております。

また、参考としまして、関連のホームページアドレス等を掲載しておるところでございます。
以上です。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

○村田委員 今の最後のところで問い合わせの多い質問等で韓国産のカキについてございましたけれども、これを受けて厚生労働省のほうでは検査や現物確認を強化するように検疫所に通知した、それから、汚染地域からの二枚貝の輸出を見合わせるように要請したということですがけれども、結果としてはどういう状況になっているのか、教えてもらえますでしょうか。

○篠原リスクコミュニケーション官 検査の強化等が図られているということでございますが、この6月、7月、また8月も、ここまで韓国産の二枚貝で違反が見つかったということはないという

ことでございます。

○村田委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかにありますか。ありませんか。

(8) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○井原総務課長 ございません。

○熊谷委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週9月3日月曜日14時から開催を予定しています。

また、明日28日火曜日15時から「肥料・飼料等及び微生物・ウイルス合同専門調査会薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が公開で、29日水曜日10時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、13時30分から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第444回食品安全委員会会合を閉会します。

どうもありがとうございました。